

業務及び組織の全般にわたる検討の結果並びに講ずる措置の内容

我が国を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症、気候変動問題等のグローバルな構造変化や人口減少・少子高齢化の進展など、国内外の難局が同時かつ複合的に押し寄せており、金融市場に目を転じて、こうした環境の下で市場のボラティリティが高まっている。

人口減少に伴い労働力不足に直面する我が国では、自律的な経済成長の実現のためには、人への投資を通じて付加価値の向上を図ることが重要となっている。また、人生100年時代、長期化した人生を豊かに送る観点から現役世代における資産の形成は一層重要となっている。

こうした中で、独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業について退職金制度を確立させることにより、勤労者の福祉の増進や生活の安定を図るとともに、労働力の確保を通じた企業の振興を目的とした中小企業退職金共済制度を安定的に運営し、長期的に持続可能な制度とすることが求められている。

そのためには、被共済者数を安定的に確保するとともに、資産運用において安全かつ効率的な運用に努め、強靱な財務体質を維持することが不可欠である。

また、勤労者による貯蓄を原資とする長期・低利の融資が安定的に実施されることは、勤労者の生活の安定を図り、国民経済の健全な発展に寄与するものである。

こうしたことを踏まえ、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）について、民間では必ずしも実施されない公共上の見地から必要な事務及び事業を実施するという独立行政法人の目的の下、その主要な事務及び事業について以下の方向で見直しを行う。

第1 事務及び事業の見直し

I 中小企業退職金共済制度

1 退職金積立金の運用

機構は、中小企業退職金共済制度の事業主体として退職金積立金の運用を行っている。この資産の運用に当たっては、令和4年7月に制定した「資産運用の基本方針」に基づき、制度の特徴（従業員の退職金の原資であり、積立型の退職金共済制

度という制度設計上、収入源は基本的に掛金収入とその運用益のみであり、累積欠損金が発生しても政府や退職金共済制度以外の事業から補填を受ける仕組みがないこと）に特に留意し、専ら受益者たる共済契約者及び被共済者の利益のために長期的観点から安全かつ効率的に実施することで、将来にわたって退職金共済事業を安定的に運営していく上で必要となる収益を長期的に確保することを目的とし、各共済事業で中期的に必要な利回りを最低限のリスクで確保することを目標とする。

また、予定運用利回りの水準とリスクの水準は相互に関連することから、機構はリスクに関する情報を適切に提供する。

さらに、我が国企業のコーポレート・ガバナンスの改善を促し、金融市場の健全な発展を通じた資産形成のための環境改善のため、資産規模 6 兆円を有する公的機関のアセットオーナーとして、資産運用機関のトップとの面談を通じてエンゲージメントの質を向上させるなど、必要なスチュワードシップ活動に取り組む。

2 累積欠損金の処理

林業退職金共済制度については、令和 2 年 11 月に策定した累積欠損金解消計画に基づき、関係機関等と連携して着実な累積欠損金の解消を図る。

3 確実な退職金の支給に向けた取組

一般の中小企業退職金共済制度における退職金未請求者等についてアンケート調査等により分析した結果、企業間通算制度の利用拡大や、退職金額が少額の層における手続き負担敬遠等が退職金未請求の主な要因であることが判明したことから、費用対効果の観点にも留意し、適正な未請求者比率の目標を設定した上で、対応策を検討する。

また、特定業種退職金共済制度における退職金共済手帳の未更新者を減少させるため、現行中期計画の下で実施した調査等により把握した住所情報把握者に対する請求手続等の要請の取組を一層強化する。

4 加入促進対策の効果的实施等

中小企業退職金共済制度を長期的に存続可能とするためには被共済者数の安定

的な確保が不可欠であり、そのためには加入促進が重要である。加入を促進する観点からも、その前提となる制度の安定的運営のため、安全かつ効率的な資産運用に努め、強靱な財務体質を維持する。

その上で、新型コロナウイルス感染症拡大防止を契機に取組を開始したオンライン説明会のさらなる活用等、従来の加入勧奨方策に加え、新たな取組を進める。

5 業務の電子化に関する取組

一般の中小企業退職金共済制度について、令和3年度から開始した業務系システム再構築プロジェクトを貫徹し、令和8年度に新システムの運用を開始する。

利用者に対するサービス向上については、情報セキュリティと上記プロジェクトの円滑な遂行を確保しつつ、これと並行して取り組む。

事務効率化の観点からの機能強化については、業務系システム再構築プロジェクト終了後、再構築プロジェクトの確実な遂行のために実施を保留しているシステム化案件を遅滞なく実施していく。

建設業退職金共済制度における掛金納付方式について、CCUS（建設キャリアアップシステム）との連携などにより電子申請方式の利用を促進し、一定の建設工事においては標準化されることを目指すとともに、共済手帳の更新等のオンライン申請の普及・拡充を図る。

各種の申請手続について、e-Govの活用等、オンライン化の実現について検討する。情報システムの整備及び管理を行うPJMOを支援するため、PMOの設置等の体制整備のための検討を進める。

II 勤労者財産形成促進制度

1 利用促進対策の効果的实施

財形持家融資制度は、勤労者の持家取得を事業主と国の支援により促進し、豊かで安定した勤労者生活の実現を図ることを目的とする制度である。勤労者世帯の持家率は約63%であり、自営業主世帯の約84%からみると、今なお立ち後れが見られることや、政府として住宅取得に関する基本的な施策を定めて、推進していることを踏まえ、長期・低利にわたる財形持家融資制度の普及と利用促進に取り組む。

第2 組織体制・業務全般に関する見直し

1 内部統制の強化

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）によりガバナンスの強化が求められていることを踏まえ、内部統制をさらに強化する。具体的には、統制環境として、金融業務を行う公的機関にふさわしい高い職業倫理の徹底、金融ショックやサイバーテロなどのリスクに対する不断の備え、エビデンスに基づく施策立案の徹底等を図るとともに、統制活動として、文書決裁ルール of 徹底をはじめとした責任の所在の明確化の徹底を図る。

資産運用においては、新たに制定した「資産運用の基本方針」に則った資産運用に努めるとともに、大きな環境変化が起これば、過去からの慣習にとらわれず改革に着手する組織文化の定着を図る。

また、中期計画・年度計画の進捗状況について、理事会、運営委員会などでの報告・審議等を通じて P D C A サイクルを適切に機能させ、引き続き効率的かつ効果的な組織運営を確保する。

さらに、大量の個人情報を適切に管理するため、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき定めた個人情報管理規程に則り、個人情報を適切に取り扱い、管理状況に係る監査についても徹底する。

2 情報セキュリティの強化

サイバー攻撃の脅威が急速に高まる中、サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）に基づく適切な措置として、各種規程の整備、研修・教育等を行いつつ、インシデント発生時の迅速かつ適切な対応を確保するための組織体制と手順の浸透を図る。

3 専門人材の採用・育成

資産運用部門及びシステム管理部門については、特に業務に高い専門性が求められることから、処遇体系の見直しを図りつつ、専門的知識を有する人材を採用する。

また、資産運用委員会、業務系システム再構築プロジェクト、スチュワードシップ活動等における外部専門家等との議論や協働による O J T などを通じて、着実に専門人材の育成を図る。